

平成27年4月15日

指定権利制の検討について

弁護士 高芝利仁

1、特定商取引法の目的について

a、 特定商取引法は、「特定商取引を公正なものとする」「取引の相手方である購入者等が不当な損害を受けることのないように必要な措置を講ずること」により、「取引の相手方である購入者等の利益の保護」と「適正かつ円滑な商品等の流通及び役務の提供」を達成することを目的としています。

b、 ところで、この間の特定商取引法の運用において、商品・役務の取引について、架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や許認可を受けていない違法な取引等によるトラブルは全体のそれに比して少ないものと思われます。

これに対し、権利の販売取引の中には、一定程度、架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や許認可を受けていない違法な取引等もありうるものが想定されます。

c、 そこで、権利について指定制を撤廃するか否を検討するに当たっては、権利について指定制を撤廃した場合に、行政・民事・罰則の効力を併せ持つ特定商取引法の解釈として、上記の架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や許認可を受けていない違法な取引等について、購入者等の利益の保護とともに、権利取引の適正化を図ること（適正かつ円滑な権利の流通を図ること）の意味合いをどのように整理するかが課題となると思われます。

もちろん、架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や許認可を受けていない違法な取引等が少なければ、商品・役務の取引と同様に考えることができると思料しますが、権利取引において、もし、架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や許認可を受けていない違法な取引等が、一定程度、存在することが想定されうるとしたら、購入者等の利益の保護とともに、これらの取引を適正化すること（適正かつ円滑な権利の流通を図ること）の意味合いを整理しておく必要があると考えます。

d、 なお、権利販売契約の外形に着目して、権利取引の適正化を図ることを検討する場合も、後日、架空取引、必要な登録や許認可を受けていない違法取引等であることが判明した時に（上述のとおり、権利の販売取引の中

には、一定程度、そのような取引が存在しうるということが想定されます）、その後、購入者等の利益の保護とともに、権利取引の適正化を図ること（適正かつ円滑な権利の流通を図ること）をどのようにするかを整理することが課題となると思われます。

2、権利の外延について

- a、平成20年改正時に指定権利制が維持されることとなった理由の1つとして、「権利の外延が不明確であること」が指摘されていました。そこで、権利について指定制を撤廃するか否を検討するに当たっては、この点を検討することが必要と思われます。
- b、この間の特定商取引法の解釈運用において、商品について、販売契約の対象が商品に当たるか否かが大きな争点になったケースは少なかったと思われます。また、役務についても、提供契約の対象が、役務に当たるか否かが大きな争点になったケースは少なかったと思われます。
- c、他方、権利の販売取引の中には、上記第1項b記載のとおり、一定程度、架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や許認可を受けていない違法な取引等もありうるということが想定されます。
- d、しかして、権利とは、一般に、「一定の利益を請求し、主張し、享受することができる法律上正当に認められた力をいう」とされています（有斐閣「法律用語辞典」内閣法制局法令用語研究会編）。
- e、そこで、権利について指定制を撤廃するか否を検討するに当たっては、権利について指定制を撤廃した場合に、行政・民事・罰則の効力を併せ持つ特定商取引法における権利の外延の考え方として、実体性があり、他の法律で禁止されていない取引を前提とするのか、それとも、上記の架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や許認可を受けていない違法な取引等も含め、権利販売契約の外形を有するものとするか等を検討する必要があると思われます。

そして、

- ①もし、権利の外延の考え方として、実体性があり、他の法律で禁止されていない取引を前提とする場合には、上記の架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や許認可を受けていない違法な取引等のうち、権利の対象とされない取引にかかる消費者トラブルに対処するため、別途のアプローチを検討する課題が出てくるとと思われます。
- ②もし、権利の外延の考え方として、上記の架空性が指摘される可能性のある取引、必要な登録や許認可を受けていない違法な取引等も含め、権利販売契約の外形を有するものとした場合、(a) 上記第1項（特定商取

引法の目的)の検討課題と同様に、法的に保護されるべき利益あるいは法的地位が認められない取引が、一定程度、特定商取引法の対象とされる可能性、(b)権利の用語を使用しない契約書について、権利に該当するか否かが不明確なケースが出てくる可能性、等の課題が出てくると思われます。